

## 「しんきん通帳レスアプリ口座」に関する特約

### 1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、「しんきん通帳レスアプリ口座（以下「通帳レス口座」という）」に適用される事項を定めます。
- (2) この特約は、次の規定（以下「関連規定」という。）の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。
  - ①しんきん普通預金規定
  - ②しんきん定期性総合口座規定
  - ③決済性普通預金規定

### 2. (通帳レス口座)

- (1) 通帳レス口座は、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて「しんきん通帳レスアプリ」の利用により入出金明細を確認いただく預金口座をいいます。
- (2) キャッシュカードの発行および「しんきん通帳レスアプリ」へ対象となる預金口座の登録を必須とします。

### 3. (取扱店の範囲)

- (1) 通帳レス口座は、原則、ATMのご利用、またはインターネットバンキングのご利用によりお取引いただきます。ただし、ATMを使用した通帳によるお取引（入金、定期入金等）はご利用いただけません。
- (2) 当金庫の店舗をご利用の場合、通帳レス口座は、預金口座を開設した店舗のほか当金庫本支店いずれの店舗でもお取引いただけます。

### 4. (入出金明細の確認)

- (1) 通帳レス口座の入出金明細は、「しんきん通帳レスアプリ」によりご確認くださいませす。
- (2) 前項の方法による入出金明細の確認可能期間は、当金庫所定の期間とします。

### 5. (有通帳口座から通帳レス口座への切替え)

- (1) 有通帳口座から通帳レス口座への切替えは、「しんきん通帳レスアプリ」により切替えることができるものとします。
- (2) 有通帳口座を通帳レス口座へ切替えた場合、有通帳口座の通帳は通帳レス口座へ切替えた時点でご利用いただけなくなります。
- (3) 切替時点で通帳に記帳されていない入出金明細は、通帳に記帳いたしません。当該

入出金明細は、切替日の翌々日から、「しんきん通帳レスアプリ」で確認することができます。なお、切替前に通帳に記帳されている入出金明細については、本アプリでの確認はできません。

- (4) 有通帳口座から通帳レス口座へ切替えた当日以降の入出金明細は、「しんきん通帳レスアプリ」で確認ができます。

## 6. (通帳レス口座から有通帳口座への切替え)

- (1) 当金庫所定の手続きにより、通帳レス口座から有通帳口座へ切替えることができるものとします。
- (2) 通帳レス口座を「しんきん通帳レスアプリ」から削除した場合、または各種事情により同サービスがご利用できない場合は、有通帳口座への切替えが必要となります。
- (3) 新たに発行する通帳には、有通帳口座への切替えた時点以降の入出金明細を記帳します。
- (4) 切替えには、当金庫所定の通帳発行手数料を申し受けます。

## 7. (預金の受入れ)

店頭における通帳レス口座の普通預金への現金、手形、小切手等を受け入れるときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードまたは、「しんきん通帳レスアプリ」における有効な口座情報の提示が必要です。ご提出等がない場合、当金庫所定の振込手数料を申し受ける場合があります。

## 8. (預金の払戻し等)

- (1) 店頭における通帳レス口座の普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の書類の提出のほか、お届け印、対象となる預金口座のキャッシュカードまたは、「しんきん通帳レスアプリ」における有効な口座情報の提示が必要です。
- (2) 第1項の払戻しまたは解約等の手続きに加え、当該預金の払戻しまたは解約等を行うことについて、正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しまたは解約等を行いません。

## 9. (通帳レス口座の解約)

- (1) 通帳レス口座を解約するときは、当金庫所定の書類の提出のほか、お届け印、対象となる預金口座のキャッシュカード、及び「しんきん通帳レスアプリ」における有効な口座情報の提示が必要です。
- (2) 第1項の解約の手続きに加え、当該預金の解約を行うことについて、正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等を求めることがあります。この場

合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまで解約を行いません。

- (3) 通帳レス口座を解約した時点で、「しんきん通帳レスアプリ」では、対象となる預金口座の入出金明細の確認ができなくなります。
- (4) 通帳レス口座の解約後において、店頭にて対象となる預金口座の入出金明細を発行する場合には、当金庫所定の手数料を申し受けます。

#### 10. (特約の変更)

- (1) この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化、その他適切な事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 第1項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を店頭表示および当金庫ホームページへの掲載またはその他適切な方法で公表することにより、周知します。
- (3) 第1項および第2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の適切な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

令和 3年6月20日現在